



基安発 0313 第 6 号

平成 27 年 3 月 13 日

建設業労働災害防止協会会長 殿

厚生労働省労働基準局
安全衛生部長



交通労働災害防止対策の推進について（要請）

厚生労働省では、「平成 24 年と比較して、平成 29 年までに労働災害による死亡者数を 15%以上減少させること」等を目標とした第 12 次労働災害防止計画を推進しているところです。

交通労働災害は、全産業に占める死亡災害のうち 2 割以上を占め、また、建設業においては、交通労働災害による死亡者数の比率が、平成 24 年 8%、平成 25 年 10%、平成 26 年 12%（速報値）と年々上昇していることから、労働災害防止上の重要な課題として、平成 27 年度の労働行政運営方針で交通労働災害防止対策について重点的に取り組むこととしているところです。

つきましては貴協会におかれましては、従来からの交通労働災害防止に取り組んでいただいているところですが、建設業においては、事務所と現場間の送迎時に交通労働災害が多く発生していることから、下記事項を重点とした、より一層、自主的かつ積極的な交通労働災害の防止に関する指導及び援助を実施していただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 「交通労働災害防止のためのガイドライン」（平成 25 年 5 月 28 日付け基発 0528 第 2 号）の第 3 の 2 に基づく適正な走行計画の作成及び第 3 の 3 に基づく点呼等の実施
- 2 同ガイドラインの第 4 の 2 の（2）に基づき自動車の運転以外の勤務の終了後に労働者を自動車の運転の業務に従事させる場合の疲労による交通労働災害を防止するための自動車の運転以外の勤務の軽減等についての配慮

建設業における交通労働災害防止

平成26年の建設業における交通労働災害(死亡)では事務所と現場間の送迎時に多発

往復の別		発生月	都道府県	災害の内容
		8月	新潟	会社から住宅新築工事現場に向かうため、昼間に、会社所有のトラックに2名が乗車して県道を走行中、運転手が居眠り運転をしたため、緩やかな右カーブを曲がりきれずに左路肩の電柱に激突し、助手席の被災者が死亡、運転手が軽傷を負った。
往路		7月	福島	被災者ら4名が、早朝に現場に向かうため、国道を走行中、前方を走行していた乗用車を追い抜こうとして、下り坂の追い越し禁止中央車線を越えて反対車線へはみ出し、反対車線を走行していた乗用車と正面衝突した。衝突した際に助手席に座っていた被災者が車外に投げ出され死亡し、運転席及び後部座席の3名が重傷を負った。衝突された通勤途中の運転手も死亡した。被災者らの速度超過が認められた。
		7月	山梨	JR駅構内にて夜間での軌道修繕作業終了後、早朝に、被災者等はトラックレーンを運転し、会社事務所に向かって国道を走行していた際に、運転手が居眠り運転をして、対向車線のフェンスを突き破り、約6メートル下の道路に転落した。
復路		4月	大分	住宅リフォーム工事現場で足場の解体作業に従事した後、夕刻に、解体後の足場部材をトラックの荷台に積み込み所屬事業場に戻る途中、わき見をしたため前方に停車中のトラックに気付くのが遅れて追突して、運転手が死亡し、同乗者及び追突された運転者の2名が負傷した。

交通労働災害防止のためのガイドライン(労働者の送迎時に関係が深い措置)

第3 適正な労働時間等の管理及び走行管理等

- 2 適正な走行計画の作成 (1) 走行計画の作成及び指示 (2) 走行経路の決定等 (3) 乗務状況の把握 (4) 走行計画通りに走行できなかった場合の措置

- 3 点呼等の実施及びその結果に基づく措置 (1) 点呼等の実施 (2) 点呼等に基づく措置

第4 教育の実施等

2 運転者認定制度

(2) 労働者の送迎の際の運転者の指名

マイクロバス、ワゴン車等の自動車によって、労働者を送迎する場合、事業者は使用する自動車の運転に必要な資格を有する者のうちから特に十分な技能を有する適格者を指名すること。

また、自動車の運転以外の勤務の終了後に労働者を自動車運転の業務に従事させる場合には、疲労による交通労働災害を防止するため、自動車の運転以外の勤務の軽減に配慮すること。

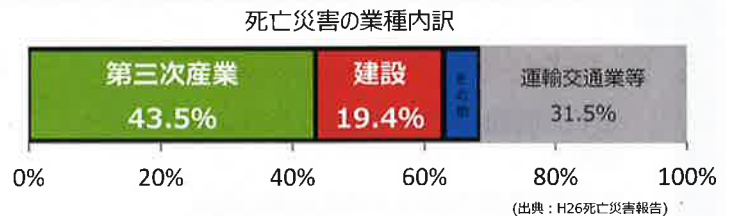
交通労働災害を防止するために

交通労働災害は、労働者による死亡災害の約2割を占めています。いわゆる青ナンバーと呼ばれる事業用自動車に限らず、さまざまな業種に携わる労働者に起きており、ひとたび被災すると重大な災害につながるおそれがあります。

交通労働災害を減らすためには、トラックやバス・タクシーの運転業務に従事するドライバーだけでなく、移動や送迎、配達などのために**自動車・バイク・原動機付自転車の運転業務に労働者を従事させるすべての事業者**が安全への取組を行う必要があります。**交通労働災害防止のためのガイドライン**に基づく対策を進めるほか、**視認性の向上や季節・天候**などへの配慮も必要です。

交通労働災害の6割以上は運輸交通業以外で発生！

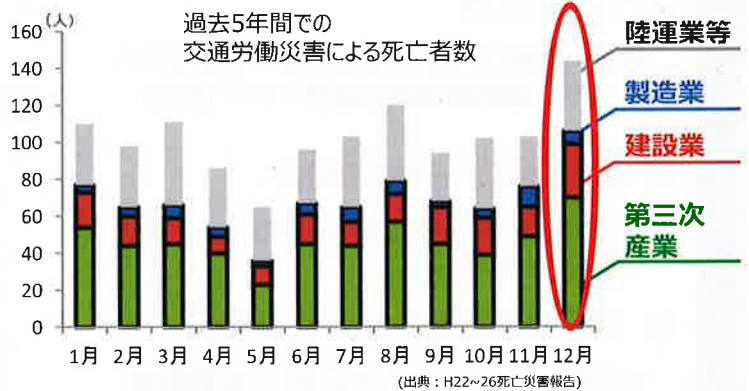
交通労働災害の4割以上が顧客先の訪問中など第三次産業で、約2割が労働者の送迎中など建設業で発生しており、交通運輸業でない労働者の皆さまにも、交通労働災害防止対策が必要です。



交通労働災害は12月に多く発生！

交通労働災害による死亡事例は、12月に多く発生しています。

積雪や路面凍結の情報に注意するなど、季節に応じた交通労働災害防止対策が必要です。



<災害事例>

原付で訪問途中 (1名死亡)	現場へ向かう途中 (7名負傷)	施設利用者送迎中 (1名死亡6名負傷)	新聞配達の自転車 (1名死亡)
訪問介護のため利用者宅から事務所へ原付で移動する途中、右側方を走るトラックと接触。その後トラックの後輪にひかれ、30分後に死亡。	早朝、労働者8名を乗せ建設現場に自動車2台で向かう途中、1台がゆるいカーブの凍結した路面でスリップしガードレールに激突。避けようとした後続車も対向車線に飛び出し路肩から転落。	事務所から介護サービス利用者宅に利用者を送迎中、信号がなく見通しの悪い交差点に一時停止せずに進入し、左側から来たトラックと衝突。利用者1名が死亡、労働者2名を含む6名が重軽傷。	夜明け前に新聞配達のため自転車で国道を斜めに横断中、交差点を青信号で進入してきた大型トラックと衝突し死亡。なお、被災者は安全ベストや保護帽を着用していなかった。

すべてのドライバーを交通労働災害から守るために

二輪車に必要な配慮

☑ 二輪車運転対策

- ・「安全ベスト」、「ヘルメット」の着用を徹底する。
- ・雨天時のマンホールなどの上でのスリップや巻き込み事故など、二輪車運転時の危険性などについて教育する。

特に冬期に必要な配慮

☑ 視認性向上

- ・他車両からの視認性向上のため、早朝、夕方早めの点灯を励行。

☑ 季節・天候対策

- ・積雪や路面凍結などについて、交通安全情報マップなどを活用し、情報提供を行い、「急ハンドル」「急ブレーキ」等急の付く動作やスピードの出しすぎに対して注意喚起する。

自動車などを利用する、すべての事業者に必要な配慮 (交通労働災害防止のためのガイドライン)

☑ 適正な労働時間等管理・走行管理

- ・走行の開始・終了や経路についての計画を作成する。
- ・早朝時間帯の走行を可能な限り避け、十分な休憩時間、仮眠時間を確保する。

☑ 点呼の実施

- ・疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務開始前に点呼によって確認する。

☑ 荷役作業を行わせる場合

- ・運転者の身体負荷を減少させるため、必要な用具などを備え付ける。

☑ 交通労働災害防止の意識高揚

- ・交通事故発生状況などを記載した交通安全情報マップを作成する。
- ・ポスターや標語を掲示して、安全について常に意識させる。

☑ 教育の実施

以下を含め、雇入れ時などや日常の安全衛生教育を実施する。

- ・十分な睡眠時間の必要性の理解
- ・飲酒による運転への影響の理解
- ・交通危険予知訓練による安全確保
- ・交通安全情報マップによる実態把握

☑ その他

- ・交通労働災害防止のための管理者を選任し、目標を定める。
- ・運転者に対し、健康診断や面接指導などの健康管理を行う。
- ・異常気象や天災の場合、安全の確保のため走行中止、徐行運転や一時待機など、必要な指示を行う。
- ・自動車の走行前に自動車を点検し、必要に応じて補修を行う。

交通労働災害について、詳しくは以下のホームページをご覧ください。

■ 交通労働災害を防止しましょう「交通労働災害防止のためのガイドライン」のポイント
<http://www.mhlw.go.jp/new-info/kobetu/roudou/gyousei/anzen/130912-01.html>

■ 職場のあんぜんサイト：交通労働災害の現状と防止対策
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000093057.html>

交通労働災害防止のためのガイドライン

検索

交通労働災害の現状と防止対策

検索

このリーフレットについて、詳しくは最寄りの都道府県労働局、労働基準監督署にお問い合わせください。